予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:農林水産業費 項:農業費 目:農村教育推進費

事業名 施設園芸等就農推進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部農業経営課担い手対策室経営体強化育成係 電話番号:058-272-1111(内 2847)

E-mail: c11419@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,200 千円 (前年度予算額:2,200 千円)

<財源内訳>

				財	源	内	訴	1		
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財産	寄附金	その他	県 債	_	般
		支出金	負担金	手数料	収入				財	源
前年度	2, 200	0	0	0	0	0	0	0	2	, 200
要求額	2, 200	0	0	0	0	0	0	0	2	, 200
決定額	2, 200	0	0	0	0	0	0	0	2	, 200

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

施設園芸品目や果樹品目で新規就農する場合、施設の設置等に伴う農地貸借は 20 年程度が望ましく、農地中間管理機構への標準的な貸借期間である 10 年間と比較して長期間に渡る契約となるため、農地の確保が難しい。

担い手を確保し、地域農業を守るため、新規就農者への就農支援がより一層求められている。

就農支援センター(冬春トマト)、全農いちご研修所(いちご)等の研修 拠点が整備されるとともに、新たな研修施設の整備が進む中、果樹品目への 就農者も見込まれており、新規就農者の農地確保の必要性は高まっている。

(2) 事業内容

施設園芸等就農推進事業費補助金 2,200 千円

農地所有者が農地中間管理機構を通じて、施設園芸品目等の新規就農者に農地を貸付けた場合、その面積に応じて 30,000 円/10a を農地所有者に交付。

ただし、経営転換協力金の対象とならない場合は、40,000 円/10a を 交付。

(3) 県負担・補助率の考え方

・県1/2、市町村1/2 (ただし、義務負担としない) 新規就農者の育成・確保は、県農業を維持・発展するために必要であり、県負担は妥当。

(4)類似事業の有無

有 【類似事業】機構集積協力金交付事業費補助金

当該事業は、中心経営体への農地集積を目的としており、就農希望者が円滑に農地を確保することを目的とする本事業とは異なる。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細				
補助金	2, 200	就農希望者の農地確保に協力する農地の出し手への協力金				
合計	2, 200					

決定額の考え方

4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略、ぎふ農業・農村基本計画、岐阜県農業経営基盤強化促進基本方針、岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

(2)後年度の財政負担

施設園芸等への新規就農者を継続的に確保していくためには、後年度の 財政負担は必要である。

県単独補助金事業評価調書

□ 新規要求事業 継続要求事業

補助事業名	施設園芸等就農推進事業費補助金
補助事業者(団体)	市町村
	(理由)要領に基づき市町村が実施
補助事業の概要	(目的) 担い手不足や地域農業の競争力強化に必要な
	新規就農者の円滑な就農を支援
	(内容)施設園芸品目等で新規就農する者に農地中間
	管理機構を通じて施設用農地を貸付けた農地
	所有者に協力金を交付
補助率等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
	(内容) 1/2以内
	(理由)新規就農者の育成・確保に必要なため
補助効果	
終期の設定	終期 令和3年度
	(理由)新規就農者の確保及び農地中間管理事業によ
	る担い手への農地集積を推進するため継続

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

施設園芸品目等による新規就農者を確保するとともに、農地中間管理事業による担い手への農地集積を促進。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	目標	目標	
11 15 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	(H26 年度)	(R3 年度末)	(終期)	
① 新規就農者数	328	400	400	

	H29 年度	H30 年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	(予算額) 4,400 千円	(予算額) 4,400 千円	(予算額) 4,400 千円	(予算額) 2,200 千円	(要求額) 2,200 千円
指標①目標	400	400	400	400	400
指標①実績	487	546	473	(推計値) 400	(推計値) 400
指標①達成率	122%	137%	118%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

新規就農者の農地確保に協力する者に対して、協力金を交付する。

新規就農者(R1:14名)の円滑な農地確保が図られた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

平成26年度に開設した冬春トマトの新規就農者研修施設(就農支援セ ンター)のほか、県内各地において夏秋トマトの研修施設等が整備・計画 されるほか、果樹品目による就農希望者の増加も見込まれており、生産施 設の設置等に伴う20年以上の農地貸借が望ましく、就農希望者が円滑に農 地を確保する仕組みが必要である。

(事業の評価)

(評価)

 \bigcirc

0

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い、△:必要性が低い

 \bigcirc ため、事業の必要性が高い。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 施設設置用等の農地確保が円滑に進むことで、新規就農者が確

保できる見込みであり、事業効果が現れている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

○:効率化は図られている、△:向上の余地がある

各地域において、生産者組織、JA、市町村などで構成する「地 (評価)

> 域就農支援協議会」により、就農相談から農業の基礎知識の習得、 就農・定着までの一貫したサポートを実施している。

新規就農者を確保することは、県農業の維持・発展につながる

(事業の見直し検討)

施設園芸施設用等の農地確保が円滑に進むことで、新規就農者が確保でき る見込みであり、県の負担割合を見直したうえで事業を継続する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)